

代理人による返納申請等

- ・申請できる範囲

免許種別の**全部を取り消す**場合に限りです。

- ・申請者の制限

代理人により申請取消し等ができる方は、原則として、申請日における年齢が**65歳以上**の方です。

- ・代理人の範囲

原則として、代理人は**3親等以内の親族**（同居・別居を問いません）とします。ただし、申請者が在所している老人ホーム等介護施設の職員又はやむを得ない事情により申請者から委任を受けた方等についても代理人として認めます。

- ・委任状、誓約書

委任状兼確認書（別記様式1）及び代理人誓約書（別記様式2）を提出していただきます。その際、**委任状兼確認書は全ての項目を申請者が、代理人誓約書は全ての項目を代理人が自書**して下さい。

また、代理人の方は身分確認のため運転免許証等の身分証明書の提示が必要となります。

- ・運転経歴証明書の取扱い

代理人による申請取消の機会に運転経歴証明書の交付申請がなされた場合に限り、代理人による運転経歴証明書の交付申請ができます。

この場合、写真（縦3センチ×横2.4センチ、上三分身、無背景）が1枚必要です。